均等割の低所得者軽減早見表（令和５年度）

※当該表は**均等割のみ**の計算例で、所得が**43万円**を超えると別途、所得割が発生

被保険者数（世帯）（※3）			7割軽減該当			5割軽減該当			2割軽減該当		
				介護なし	介護あり		介護なし	介護あり		介護なし	介護あり
※5	1人	対象	所得（※4）		43万	所得（※4）		72万	所得（※4）		96.5万
			給与収入		98万	給与収入		127万	給与収入		151.5万
			年金収入（※1）		168万	年金収入（※1）		197万	年金収入（※1）		221.5万
		均等割額	軽減後	12,600	16,500	軽減後	21,000	27,500	軽減後	33,600	44,000
			軽減前	42,000	55,000	軽減前	42,000	55,000	軽減前	42,000	55,000
			軽減額	▲ 29,400	▲ 38,500	軽減額	▲ 21,000	▲ 27,500	軽減額	▲ 8,400	▲ 11,000
	2人	対象	上に同じ			所得（※4）		101万	所得（※4）		150万
						給与収入（※2）		156万	給与収入（※2）		225.9万
						年金収入（※1,2）		226万	年金収入（※1,2）		275万
		均等割額	軽減後	25,200	33,000	軽減後	42,000	55,000	軽減後	67,200	88,000
			軽減前	84,000	110,000	軽減前	84,000	110,000	軽減前	84,000	110,000
			軽減額	▲ 58,800	▲ 77,000	軽減額	▲ 42,000	▲ 55,000	軽減額	▲ 16,800	▲ 22,000
	3人	対象	上に同じ			所得（※4）		130万	所得（※4）		203.5万
						給与収入（※2）		197.1万	給与収入（※2）		302.3万
						年金収入（※1,2）		255万	年金収入（※1,2）		328.5万
		均等割額	軽減後	37,800	49,500	軽減後	63,000	82,500	軽減後	100,800	132,000
			軽減前	126,000	165,000	軽減前	126,000	165,000	軽減前	126,000	165,000
			軽減額	▲ 88,200	▲ 115,500	軽減額	▲ 63,000	▲ 82,500	軽減額	▲ 25,200	▲ 33,000
	4人	対象	上に同じ			所得（※4）		159万	所得（※4）		257万
						給与収入（※2）		238.7万	給与収入（※2）		376.3万
						年金収入（※1,2）		284万	年金収入（※1,2）		399.3万
		均等割額	軽減後	50,400	66,000	軽減後	84,000	110,000	軽減後	134,400	176,000
			軽減前	168,000	220,000	軽減前	168,000	220,000	軽減前	168,000	220,000
			軽減額	▲ 117,600	▲ 154,000	軽減額	▲ 84,000	▲ 110,000	軽減額	▲ 33,600	▲ 44,000
	5人	対象	上に同じ			所得（※4）		188万	所得（※4）		310.5万
						給与収入（※2）		280.3万	給与収入（※2）		443.1万
						年金収入（※1,2）		313万	年金収入（※1,2）		463.5万
		均等割額	軽減後	63,000	82,500	軽減後	105,000	137,500	軽減後	168,000	220,000
			軽減前	210,000	275,000	軽減前	210,000	275,000	軽減前	210,000	275,000
			軽減額	▲ 147,000	▲ 192,500	軽減額	▲ 105,000	▲ 137,500	軽減額	▲ 42,000	▲ 55,000

※1　65歳以上の方の場合

※2　**収入額**は、1人のみの収入の目安で、**2人以上の収入があった場合は参照不可**

※3　特定同一世帯所属者の人数も含める。

※4　特定同一世帯所属者や擬制世帯主の所得も含める。

※5　一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金所得者（年金収入60万円超（65歳未満）又は125万円超（65歳以上）は２人目から１人につき１０万円を加算

均等割の法定軽減の判定基準

軽減割合	基礎控除		被保数加算
	ベース	税制改正影響による人数加算	
７割	４３万	（給与所得者等の数(注1)－１）×１０万	－
５割			２９万×被保数(注2)
２割			５３．５万×被保数(注2)

注1　一定の給与所得者（給与収入５５万円超）と公的年金所得者（年金収入６０万円超（６５歳未満）又は１２５万円超（６５歳以上））
　　加算対象者：納税義務者（擬制世帯主を含む）、被保険者、特定同一世帯所属者
注2　同じ世帯の中で国民健康保険被保険者から後期高齢者医療保険に移行した方（＝特定同一世帯所属者）を含む
注　擬制世帯主の所得は判定対象に含むが、※2の人数にはカウントしない。特定同一世帯所属者の所得も判定所得に含める。
注　事業主は専従者控除を行う前の所得で、専従者は専従者給与がなかったものとして計算
注　６５歳以上の方の年金収入が１１０万円を超えた金額を特別控除する（最大１５万円）